

会 議 録

会議の名称	第3回(仮称)那珂川市子どもの権利条例策定審議会		
開催日時	令和2年6月3日(水) 19:00~21:15	開催場所	ふれあいこども館
出席者	<p>1. 委員 大西会長、小森副会長、大谷委員、柴山委員、手嶋委員、白水委員 井中委員、明星委員、重野委員、西田委員、八代委員 (欠席者) 無し</p> <p>2. 執行機関(事務局) こども応援課 春崎課長、渡邊こども応援担当係長、石井主任主事</p> <p>3. その他 (株)よかネット(コンサルタント) 2名</p>		
配布資料	<p>資料1 スケジュールの変更</p> <p>資料2 (仮称)那珂川市子どもの権利条例 素案</p> <p>資料3 骨子案</p>		
公開区分	<p>開示 ・ 一部開示 ・ 非開示 (理由: 情報公開条例第9条第 号に該当)</p>		

議題及び審議の内容

1. 開会

2. 議題

(1) スケジュールの変更

(事務局から説明があった。)

(2) 条例素案

○資料2について

●条例の文体と構成について

委員：条例文にルビはつけないのか。子どもが読むので付けた方が良い。

事務局：条例には、ルビを付けない。別途、子ども向けのパンフレットを作成するので、それにはルビをふるなど、子どもに読みやすい形とする。

●前文

委員：子どもを守る大人のための前文と言われたが、子どもは大人の保護の対象ではない。子どもと大人は共に生きる等の認識に改めるべき。

事務局：承知した。

委員：感想になるが、注意深く作られていると感じた。子どもたちとの話し合いの場で出た問題が各所で取り上げられていて感心した。

会長：前文はこの内容で問題ない。

●第一章（総則）

委員：市民の定義について、市内に居住する人は分かるが、市内に通勤通学で訪れる人は市民の枠に入るのか。

事務局：市外から通学している学生にも、子どもの権利条例を適用したいと考えている。そこで市民の枠組みに組み込んだ。

委員：那珂川市に居住している人に限定するのではなく、広く適用する方が良いと思うので、定義は現状のままで問題無い。

副会長：在勤在学ではなく、通勤通学が正しいのではないか。

事務局：言葉について、整理する。

●第二章（子どもにとって大切な権利）

委員：第4条第2項について、「子どもは自分の権利を特に大切にすること」とあるが、この項目は子どもが主体か。

事務局：子どもが主体であると想定している。

委員：「特に」は削除しても良い。また、第6条第4項について、「自分の気持ちまたは考えを聴いてもらうこと」とあるが、自分の気持ちを聴いてもらうのではなく、「自由に発言ができる」のほうが良い。

会長：第4条第2項の「特に」は削除する。

副会長：第6条は、家庭内に関することを伝えたかったということか。

事務局：その通りである。

- 委員：「聴いてもらうこと」は、子どもと対等ではないと感じた。
- 委員：文言として、「～してもらう」は不自然のように感じる。
- 委員：市民案の中に、「自分の考えを持つこと」の文言を入れている。自分の考えを持つことに関する記述は条例案の中で見られないので、第6条第4号に記述してはどうか。
- 委員：入れるのであれば、第4号ではなく、前半の号で言った方が良い。
- 委員：「自分の考えを持つこと」は非常に大事なことだと思う。子どもの権利条約の「思想信条の自由」にあたり、自由にものを考えて良いことを知ってもらうためにも「自分の考えを持つこと」は追加した方が良い。
- 会長：第6条第4号は、「自分の気持ちまたは考えを持つこと」に変更し、第1号と第2号の間に修正する、この内容で相違は無いか。
- 委員：第6条第3号「保護者と一緒に、食事または会話などの楽しい時間を過ごすこと」とあるが、詳細に記述する必要があるのか。第6条は、自分らしく生きる権利になるので、一人で食事を摂ることも良いと思う。
- 委員：第6条第3号は、具体的過ぎるので、もう少し簡素な文が良い。第6条第3号のような文章の構成であれば、他の号も構成を変更する必要がある。
- 委員：第6条第5号は、「安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと」を「安心できる場所で過ごし」にすれば良いのではないかと。
- 会長：第6条の文言や項目の順番等を含めて再度、事務局に再考していただく。

●第三章（子どもの権利の保障）

- 委員：第9条の中に、適切な環境を作るといった項目があれば良い。衛生面やインターネット環境等、環境づくりは大切だと思うので、項目に必要なと感じた。
- 事務局：適切な環境とは衣食住等も含めてということか。
- 委員：衣食住も含めている。
- 会長：第9条第6号「保護者は、たばこ及び酒類の害から子どもを保護しなくてはなりません」とあるが、広い意味では、環境づくりが含まれていると感じた。第6号は具体的に書かれているが、もう少し広く捉えて良い。
- 事務局：第9条第6号と衛生面を含めて検討する。
- 委員：衛生面に対する適切な環境づくりは大切だと思うが、インターネット等のメディアに対する環境づくりも、今後必要になると思う。項目を1つにまとめるのではなく、メディアと衛生面を分けて考える必要がある。
- 事務局：メディアについて、第15条「有害・危険な環境からの保護」で項目を設けている。メディアに関しては、第15条に含めてはどうか。
- 委員：家庭内で、メディアに対する環境を整えるための項目が必要だと思う。
- 委員：第9条は詳細に記載するのではなく、内容を簡略化したほうが良い。市民案の中では、「家庭が果たす役割を認識し」、の一言だった。
- 委員：条例に解説はつけるのか。

事務局：条例に解説はつけない。別途、逐条解説と概要版を作成する。

委員：条例文が禁止の表現では、読みにくいと感じた。

会長：第2章までは、認められる（〇〇はいいですよ、〇〇を促していきましょう）ことに関する文体が多くあったが、第3章以降は、「しなければなりません」の表現が多い。

意見を踏まえ、条文を詳細まで書くのではなく、大枠で表現し、「してはいけません」の表現を変えてみてはどうか。

委員：第9条第3項、4項は必要無いと思うが、第2項「保護者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの成長・発達に応じた援助または指導をしなければなりません」は重要だと思う。「しなければなりません」の言葉遣いは変更した方が良い。

委員：第9条、第10条、第11条にある虐待及び体罰について、命に関わることなので、項目の順番を上へ上げたほうが良い。また、同じような内容なので、一つにまとめた方が良い。

委員：第9条第5項、第6項、第10条第3項、第4項、第11条第3項、第4項を、それぞれ各条文で、まとめても良いかもしれない。

●第四章（子どもにやさしいまちづくりの推進）

委員：すべて、「しなければなりません」の語尾ではなく、「支援します」等の宣言文であれば子どもへの約束になるのではと思う。

委員：子どもと約束するもの、また、市の表明すべきことになるので、本来は「〇〇します」のほうが良い。「しなければなりません」は、もう少し優しい語尾にしてほしい。また、第19条第2項は支援を行わなければならないことなので、「しなければなりません」のままが良いと思う。

事務局：市がすることに関しては、「します」等の文言に前向きに検討したい。また、第17条第2項は、市だけではなく、育ち学ぶ施設及び事業者も含まれるので、語尾は「努めます」に変更したほうが良いか。

委員：「していきます」等にしたいほうが良いのではと思う。

委員：市民の定義に違和感を覚える。第11条、第12条、第13条等、「市民はこうなさい」との表現が頻出し、他条例と齟齬が生じる可能性がある。

事務局：市民の定義について、再整理をする。

委員：第12条について、「学習支援」は勉強をイメージしやすいので、「学びの支援」等の方が良いのでは。

第15条は、前回まで無かったと思うが、項目立てする必要があるのか。また第15条第6項は、よく分からない。

事務局：第12条について、「学習支援」を「学びの支援」に修正する。

第15条について、子どもの権利条約「麻薬覚せい剤などからの保護」や他の法律を参考に作成している。第6項「公共施設、交通機関などにおける危険な環境」は、道路にガードレールの設置が無い、信号機が無いなどハード面をイメージしている。

- 委員：福岡県の男女共同参画審議会に参加しているが、そこでは、JKビジネス等の詳しい文言が入っている。子どもたちを取り巻く環境は、条例を作る側の想像がつかないような環境もあるので、条例は詳細に記載する必要がある。詳細に記載すれば、子どもたちにとって良い環境を伝える際に、何が有害なのか想像しやすいと思う。また、「有害・危険な環境からの保護」ではなく、「子どもたちを取り巻く環境を整える」が良い。
- 委員：大人も抽象的では分かりづらいと思うので、ある程度具体例があったほうが良い。
- 会長：全て書き足すのではなく、具体的なイメージが必要な項目を、詳細に追記する形で良いか。
- 委員：第15条の第1号、第2号はまとめることが出来る。第3号に、第4号を含むことが出来る、また第3号のみでも成立する。第4号と第5号をまとめることも可能だと思う。
- 会長：項目をまとめられるところはまとめて、条例の量を調整できれば良い。
- 委員：子どもの権利条約では、「麻薬・覚せい剤などからの保護」や「性的搾取からの保護」等の条文がある。子どもの権利条例でも、市の責任で保護するということが分かりやすく具体的に記載すれば良いのではと思う。また、メディアも表現は難しいが、記載した方が良い。
- 委員：メディアリテラシーの学習や、保護者とメディアの利用時間を決めるといった内容が、条例に含まれるべきだと思う。
- 委員：市及び大人、または学校は「しなければなりません」の文言になっている。市民の協力は当然必要だと思うが、市民もしないといけないのか。市民とともに、の考え方は重要であるが、市民も保護者も「しなければなりません」の考え方は違うのではないか。
- 副会長：地域と市民は同じ意味になるのか。
- 事務局：同じだと考えている。
- 委員：地域と市民は同じではないと思う。地域は自治会や公民館活動等、一般の市民と違う捉え方になる。市民の中に地域が入ると思うので、分けた方が良いのでは。コミュニティースクール等、地域と学校が共同で取り組んでいる活動が多々あるので、地域は第2条第3項「育ち学ぶ施設」に入ると思う。
- 委員：地域と自治会は違う。子どもの見守り活動をしたりすること等、組織とのつながりが地域だと思う。
- 事業者：条例上の定義で、地域と市民は同じ。普段の地域に対するイメージと、条例上の地域の定義を区別して考えた方が、議論がしやすい。
- 会長：地域の定義を決めることが重要である。市民の中に地域を含めるか、地域として、別に定義するのか。
- 副会長：地域の定義を位置付けたほうが良いのではないか。
- 会長：第2条第4項は、市民と書いているが社会に近いイメージを持つ。子どもと社会をつなぐ場所に地域があるという意味での捉え方もできる。

委員：地域は市民と同じでも良い。子どもを取り巻く地域の活動に、市民の方も共同で参加する必要があるということが伝われば良いと思う。

委員：市民の定義を見ると、既に「さまざまな活動をしている者」が含まれているので、既存のままで良い。

事業者：市民の定義では、「者」としか書いていない。他都市の条例を見ると、「団体」の文言を入れている事例がある。「者」は個人のイメージが強い。第2条第5項（事業者）では、「事業活動を行うすべての者または団体をいいます」となっているので、同様に第2条第4項も「団体」を追記しても良い。

副会長：那珂川市男女共同参画推進条例を見ても、市民の定義に地域という文言はない。市民の定義は、「市に在住、在勤、在学する者及び市を拠点としてさまざまな活動をしている者をいう」となっている。子どもの権利条例の市民についても、既存の定義で問題無いと思う。

委員：第8条「子どもは、家庭、育ち学ぶ施設及び地域に主体的に参加するために、次に掲げることが保障されます」に「地域」の文言が入っており、子どもが活動している行政区的な地域と想像できる。第11条（地域における権利の保障）にも、行政区を表す地域に関する文言がある。地域について定義をしなければ、地域の意味合いが変わる恐れがある。

事業者：地域を厳密に定義することは難しい。他都市の条例を見ると、家庭や育ち学ぶ施設を包み込むものが地域だと解説で示している。まちづくり条例等は、地域が明確に規定されているが、子どもの権利条例の場合は、状況に応じて地域の意味合いが変わるので地域の定義が難しい。直接的定義はしないとしても、解説で地域について説明できれば良い。

副会長：那珂川市男女共同参画推進条例でも、地域という文言はあるが、地域の定義はしていない。

会長：地域の説明については、解説で説明できれば良い。

委員：第19条（相談体制）について、子どもの権利救済に関する文言は第2項に入っているが、内容をもう少し膨らませた方が良いのではないか。

委員：権利救済制度が整っておらず、子どもの命が奪われている可能性がある。権利救済制度を整えることで、救われる子ども達の命があると思うので、子どもの権利救済に関する文言を入れてほしい。

委員：子どもの権利救済のようなタイトルで、条文があれば良い。

事務局：救済に関して、市が相談を聞く体制を取り、救済を受ける必要があると判断した場合は法務局等に連絡する流れをイメージしている。現時点では、救済委員を設けることは意識していない。

委員：意見書には救済と検証の点で意見を出した。子どもが侵害を受けたときに、どのような手段で守るのか、助けるのかが救済だと思う。子どもの意見を受け止める場を設け、子どもは、困った時に連絡すれば受け止める体制、場があることを知っている、その環境を用意することが重要だ。

副会長：第19条の内容は、既に市で取り組んでいる内容だと思う。子どもの権

利条例を作る意味として、子どもの権利救済が重要になる。

事務局：子ども自身が、権利侵害にあった際、対応できる体制は今現在整っていない。市として、緊急時に相談できる場所があるということが伝わるような体制を整えなければいけないと思っている。市独自で救済機関を設けるかについては想定していない。

会長：権利救済は、子どもの権利条例の肝になる。相談体制を権利救済にする必要がある。

副会長：市へ子どもの相談は何件来ているのか。

事務局：市役所内に相談窓口を設置しているが、子どもからの相談は無い。まずは子ども達に相談できる場所があるということを知ってもらいたい。

副会長：学校に行けない子どもの数は増えており、悩みを抱えた子どもは現実に沢山いる。そのため、子どもの権利条例を策定する必要がある。子どもは権利に対する認識が低いため相談しないのではないかと。相談が無いということは深刻な問題だと思う。子どもの置かれた状況が見えない社会になってしまっている。

事務局：子どもが権利侵害にあった際、まずは市が関係組織と連携して解決する体制を整えていくことが大事だと思っている。市で権利救済委員の設置が必要だと判断すれば、条例改正もあり得る。

委員：虐待を受けている子どもは、自分の権利がある事を知らない。権利がある事を認識してもらうための条例でもある。学校にカウンセリング室などあるが、そこに行くと、友人から後ろ指を指されそうで行けないという実態がある。相談が無いで終わってはいけない。相談できない子ども達が沢山いるということ把握してもらいたい。

委員：子どもたちは自分自身に権利があり、権利侵害を受けた際に、助けを求めることが出来ることを知らない。かつ市役所へ電話をすることは、ハードルが高く相談をすることは難しいと思う。子どもの権利についての学習や啓発は非常に重要で、子どもが知ることを支援する目的を持つ。また表に出てこない権利侵害や虐待を改善するための力になる。

副会長：LGBT についての問題も相談もするところが無いと学校の先生が言っていた。

事務局：救済をしないわけではない。救済委員を設置するのではなく、人権擁護委員等の既存の機関で対応できないかと考えている。

委員：救済の過程を検証し、検討する審議会の設置が必要ではないか。5年ごとの条例見直し期間のみ審議会を開くのではなく、毎年検証の場があれば良い。

事務局：検証については第5章に具体的な取り組み事項を設ける。毎年、救済件数を把握していくことは可能である。

●第五章（子どもに関する施策の推進と検証）

委員：毎年を検証では、すぐに動けないのではないかと。救済内容を検証して、実行に移すことの方が良いのでは。

事務局：検証は、救済が終わった後に行う。救済の方法、結果について検証する。

副会長：推進計画とはどういう意味か。

事務局：行動計画と同義である。那珂川市次世代育成支援地域行動計画を策定しているのので、これに子どもの権利に関する取り組み事項の追加を予定している。

3. その他

次回の日程は7月30日（木）